

令和5年11月28日、日置市農業委員会会長奥和俊は、令和5年度11月総会を日置市中央公民館3階大会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

報告第4号	農地等の現況に係る報告審議について	(2件)
議案第45号	農地法第3条許可申請書審議について	(8件)
議案第46号	農地転用事業計画変更申請書審議について	(1件)
議案第47号	農地法第5条許可申請書審議について	(11件)
議案第48号	非農地証明願出書審議について	(4件)
議案第49号	荒廃農地に係る非農地判断審議について	(1件)
議案第50号	農用地利用集積計画審議について	(40件)

〈 出席委員 〉 (19人)

1番 奥 和俊 (会長・議長)	2番 地頭所 忠一	3番 楠 眞憲
4番 重水 賢治	5番 山口 義廣	6番 久保 聖子
7番 荒木 信之	8番 銚之原 正美	9番 黒葛 クルミ
10番 上原 孝一	11番 今屋 政市	12番 池田 初男
13番 満尾 修一	14番 今村 龍太郎	15番 宮脇 誠
16番 梅本 昭広	17番 西園 賢一郎	18番 横山 義晴
19番 中玉利 一朗		

〈 欠席委員 〉 (0人)

〈 出席推進委員 〉 (12人)

20番 佐藤 洋三	21番 松崎 秀樹	22番 下池 健悟	23番 川畑 直樹
24番 有村 昭郎	25番 南田 達宏	26番 榎園 博文	27番 池田 直人
28番 櫛元 和則	29番 濱崎 浩一		
32番 鶴田 浩志		34番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (3人)

30番 田中 博視	31番 有馬 孝一	33番 田中 宏和
-----------	-----------	-----------

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	吉富 良一	次長兼農業振興係長	松尾 諭録
農地調整係長	小園 和仁	農業振興係	野崎 富子
農地調整係	石塚 健一		

(開会 9時00分)

会長 ただいまから、令和5年度11月定例総会を開会します。
本日の出席委員は19名中19名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
また、農地利用最適化推進委員が12名出席しております。
それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。

会長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、12番「池田 初男」委員と13番「満尾 修一」委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、報告第4号「農地等の現況に係る報告審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の1頁をご覧ください。2件です。
番号1及び番号2の農業委員会の取り扱いは非農地です。
なお、処理期限の関係上、法務局へは報告済です。
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。
2番 報告第4号の番号1について報告いたします。
令和5年11月2日、私と副の西園委員は事務局職員と現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。
現況地目は山林です。

以上、調査委員で意見の一致をみましました。報告を終わります。

2番 報告第4号の番号2について報告いたします。
令和5年11月2日、私と副の西園委員は事務局職員と現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。
現況地目は宅地です。

以上、調査委員で意見の一致をみましました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、報告第4号「農地等の現況に係る報告審議」を終わります。

会長 次に、日程第3、議案第45号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 6頁から7頁の8件です。
番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,532㎡、作物は水稻です。
番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は7,716㎡、作物は野菜です。
番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,948㎡、作物は野菜です。
番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,693㎡、作物は水稻です。
番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は7,616㎡、作物は野菜です。
番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は7,464㎡、作物は水稻です。
番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,345㎡、作物は水稻です。
番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は576㎡、作物は野菜です。
以上、番号1から番号8までの計8件、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長

現地調査員の報告をお願いします。

5番

議案第45号の番号1について報告いたします。

令和5年11月23日、私と副の南田委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番

議案第45号の番号2について報告いたします。

令和5年11月22日、私と副の田中博視委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中及び草刈等により耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番

議案第45号の番号3について報告いたします。

令和5年11月22日、私と副の榎園委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番

議案第45号の番号4について報告いたします。

令和5年11月25日、私と副の黒葛委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番

議案第45号の番号5について報告いたします。

令和5年11月25日、私と副の黒葛委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

11番 議案第45号の番号6について報告いたします。

令和5年11月27日、私と副の楠委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

13番 議案第45号の番号7について報告いたします。

令和5年11月24日、私と副の宮脇委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第45号の番号8について報告いたします。

令和5年11月21日、私と副の横山委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございます。議案第45号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

3番 4番の譲受人は外国人ですが、国籍を確認するようになっていますが、これは、事務局で確認されて、農業委員は確認しなくても良いのか。

事務局 国籍の確認については、申請時に確認が必要ですので、事務局で確認いたします。今回は、在留資格カードで確認をしております。

3番 もし、外国人の方に買いたいとの相談を受けた際、国によって購入できないとかあるのか。

事務局 国籍要件は条件に入っておりませんので、どこの国籍の方でも取得できます。ただし、農地法第3条の許可要件を満たしていること、耕作をすることが条件となります。また、日本に居住している外国人の場合は、在留資格の種類で、農業ができる方が決まってくるので、経営管理の在留資格を取得している方とか、あるいは永住者とか日本人の配偶者とか、そういう方が取得可能となります。

3番 譲受人の国籍はどこか。

事務局 イギリスで、譲受人の妻が日本人で、その配偶者となっています。

会長 他に何かありませんか。

- 1 3 番 外国人が取得する関係で、申請人がちょっと怪しい人だなど思った場合は、事務局が判断するのか、農業委員が現地調査の際、判断するのか、教えていただきたい。
- 事務局 基本的には、条件が揃っていれば、申請を拒否することはできないと思いますので、申請時にいろいろ聞き取りをして、耕作すると言われれば通さざるを得ないと思います。また、農業委員さんが現地調査の際に、いろいろお話しをされて、総会でもしかしたら、承認されない場合も出てくる可能性もありますが、最終的には、取得した後に耕作状況が見られなければ、許可の取消しとなります。ですので、申請の段階で、条件が揃えば、拒否することはできないと思います。
- 1 3 番 わかりました。ただ、耕作状況については、名義が変わってから判断することになると思うが、名義が変わってから許可を取消しますという事ができるのか。また、名義はどうなるのか。
- 事務局 取消しできます。取消後、もとの方へ名義が戻ることにになります。
- 1 3 番 その手続きは誰がするのか。
- 事務局 状況に応じて、本人たちがどちらからか取消する場合もあるが、職権で農業委員会がすることも可能です。
- 1 3 番 わかりました。また、別案件で、畑地を建設業者が購入して、名義が変わって、1、2年後、黒土を取って販売して、埋め戻しについては、建設残土を持ってきて埋め戻しをする、こういう場合はどうなるのか。
- 会長 それは、注意をしないといけないですね。ひどい場合は、元に戻してくれとか。
- 1 3 番 それは農業委員会として、事務局から文書は出せるのか。あるいは口頭指導なのか、農業委員が言うべきなのか。
- 会長 使用目的が違う場合は、取消すとかできると思います。
- 1 3 番 わかりました。
- 会長 他にありませんか。
- 1 1 番 今回の案件に関してですが、農業委員会の方で、調査委員2名で現地を確認して、総会で否決をした案件が以前あって、否決をしたが、申請人がまた許可をしてくれとのことで、農政局まで行った案件があり、最終的には許可をなさいとなった案件がありました。
- ですので、ここで否決をしても、それが通るわけでもない事例があったという事です。
- 会長 何かご質疑等は、ございませんか。
- 議場 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑等ございませんので、議案第45号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議場 [賛成多数]
- 会長 賛成多数です。議案第45号のすべての案件について、許可することに決定しました。
- 会長 次に、日程第4、議案第46号「農地転用事業計画変更申請書審議」を議題とします。
- なお、議案第46号の番号1は、日程第5、議案第47号「農地法第5条許可申請書審議」の番号7と関連しますので、併せて審議いたします。
- 事務局の説明を求めます。
- 事務局 資料の17頁をご覧ください。1件です。
- 番号1は、21頁の議案第47号「農地法第5条許可申請書審議」の番号7と関連がありますので、合わせて説明いたします。
- 本申請は、令和5年5月26日付指令日農委第5号10で農地法第5条の規定により許可を受けた転用事業計画を変更するため、申請がなされたものです。
- 申請人は、当初3筆で資材置場を整備予定でありましたが、隣接地の2筆について、相続の手続きが完了したことや売買の同意が得られたため、計5筆2、171㎡にて資材置場を整備するため事業計画変更するものであります。

以上、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認相当、また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

13番 議案第46号の番号1と議案第47号の番号7については、一括して報告いたします。

令和5年11月24日、私と副の官協委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は耕作中の農地と重機等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約1.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認相当、また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

また、防風対策・砂の飛散対策として、造成後は、周辺に影響を与えないよう木を植えるなどの対策をお願いしますと申請代理人にお伝えしました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございます。

議案第46号番号1と関連する議案第47号の番号7の案件について、承認及び許可相当との報告をいただきました。

何か質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第46号番号1と関連する議案第47号の番号7の案件について、承認及び許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第46号番号1と関連する議案第47号の番号7の案件は、承認及び許可することに決定しました。

会長 次に、日程第5、議案第47号の「農地法第5条許可申請書審議」の番号7以外の案件を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の20頁をご覧ください。番号7を除く10件について説明します。

番号1の転用目的は、宅地造成、権利種別は所有権移転です。

申請地を造成し、4区画として販売するものです。

番号2の転用目的は、建売住宅、権利種別は所有権移転です。

建売住宅2棟を販売するもので、申請地は、東市来町湯之元、土地区画整理事業施行区域内であり、仮換地等による実測面積は、3683番が41㎡、3689番が650㎡です。

番号3の転用目的は、共同住宅、権利種別は所有権移転です。

申請地北側の宅地(1513番5:486.96㎡、1513番12:77.94㎡、1513番13:248.84㎡)も一体利用し、合計面積は1214.29㎡です。

番号4の転用目的は、山林、通路、権利種別は所有権移転です。

通路については既に転用済みのため顛末書が添付されております。

番号5の転用目的は、現場事務所、駐車場、資材置場、権利種別は賃借権設定です。

申請地近くの水路の改良工事に伴う一時転用で、期間は12月から来年4月末までです。

番号6の転用目的は、車庫、駐車場、家庭菜園、権利種別は所有権移転です。

番号8の転用目的は、駐車場、権利種別は所有権移転です。

番号9の転用目的は、駐車場、権利種別は賃借権設定です。

番号10の転用目的は、駐車場、権利種別は所有権移転です。

番号8、9、10の3件は、一体的に利用し、既に転用済みのため始末書を添付しての申請です。

また、隣接地の原野（1573番：441㎡）も一体利用し、全体面積は1627㎡です。

さらに、申請地西側の隣接地1559番1も既に駐車場として転用済みであり、そちらについても転用許可の申請を出すよう、行政書士に伝えてあります。

番号11の転用目的は、山林、権利種別は所有権移転です。

以上、番号7を除く10件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

21番 議案第47号の番号1について報告いたします。

令和5年11月24日、私と正の奥会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等及び重機等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

21番 議案第47号の番号2について報告いたします。

令和5年11月24日、私と正の奥会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番 議案第47号の番号3について報告いたします。

令和5年11月23日、私と副の南田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は重機等で耕作できる農地と一部非農地相当です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番 議案第47号の番号4について報告いたします。

令和5年11月22日、私と副の榎園委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等及び重機等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第47号の番号5について報告いたします。

令和5年11月24日、私と副の佐藤委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等及び重機等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約2.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

一時転用の妥当性は、妥当です。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第47号の番号6について報告いたします。

令和5年11月23日、私と副の川畑委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域から約110mに位置する農地であり、その規模が約0.1haで、10ha未満であるので、第2種農地の市街地近接農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第47号の番号8から番号10までの3件については、隣接し一体的に利用しているので、一括して報告いたします。

令和5年11月24日、私と副の地頭所委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第47号の番号11について報告いたします。

令和5年11月24日、私と副の池田委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、日置市役所本庁から約400mに位置する農地であるので、第2種農地の500m以内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第47号の番号7以外の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第47号の番号7以外の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第47号の番号7以外の案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第6、議案第48号「非農地証明願出書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の32頁をご覧ください。4件です。

非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。

番号1から番号4の4件は、いずれも20年以上経過した宅地です。

また番号1と番号2は隣接し、一体的に利用しております。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

4番 議案第48号の番号1と番号2は、隣接して一体的に利用しているため一括して報告いたします。

令和5年11月21日、私と副の下池委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第48号の番号3について報告いたします。

令和5年11月23日、私と副の川畑委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第48号の番号4について報告いたします。

令和5年11月22日、私と副の有馬委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第48号のすべての案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第48号のすべての案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第48号のすべての案件について、非農地として証明することに決定しました。

会長 ここで、しばらく休憩します。次の会議を10時10分とします。

<休憩：10時00分～10時10分（10分間）>

会長 休憩前に引き続き会議を開きます。

会長 次に、日程第7、議案第49号「荒廃農地に係る非農地判断審議」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の37頁をご覧ください。議案第49号「荒廃農地に係る非農地判断審議」についてであります。

申請分となります。

番号1 伊集院町中川 登記地目は畑、登記面積は2020㎡です。

現地については、事務局で調査し、現況地目は「山林」と判断しました。

以上、畑1筆、面積2020㎡です。

農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしくお願ひします。

会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第49号の案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第49号の案件について、非農地として判断することに決定しました。

会長 次に、日程第8、議案第50号「農用地利用集積計画審議」を議題とします。

それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。

濱崎浩一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

29番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 41項の番号9です。貸借です。

面積について、田は無し、畑は1,039㎡、計1,039㎡、うち再設定面積は1,039㎡、

利用権設定件数は1件、うち再設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第50号の濱崎委員が関係する利用権設定の番号9の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第50号の濱崎委員が関係する利用権設定の番号9の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

濱崎委員に着席の連絡をしてください。

29番 [着席]

会長 次に、地頭所忠一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

2番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 43頁の番号19・番号20、44頁の番号21・番号22、45頁の番号27、47頁の農地中間管理事業分の番号4です。貸借です。

この案件につきましては、委員本人分及び借人が地頭所委員と農業経営が同一であるという関係上、議事への参与を制限いたします。

面積について、田は1,429㎡、畑は5,174㎡、計6,603㎡、うち再設定面積は5,040㎡、利用権設定件数は6件、うち再設定件数は5件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第50号の地頭所委員が関係する利用権設定の番号19、20、21、22、27、農地中間管理事業の番号4の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第50号の地頭所委員が関係する利用権設定の番号19、20、21、22、27、農地中間管理事業の番号4の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

地頭所委員に着席の連絡をしてください。

2番 [着席]

会長 次に、楠真憲委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

3番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 47項の農地中間管理事業分の番号3です。貸借です。

面積について、田は322㎡、畑は無し、計322㎡、利用権設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致

していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第50号の楠委員が関係する農地中間管理事業の番号3の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第50号の楠委員が関係する利用権設定の番号3の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

楠委員に着席の連絡をしてください。

33番 [着席]

会長 次に、議案第50号の議事参与制限以外の案件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 まず利用権設定分です。資料の40～46頁です。貸借です。

面積について、田は3,291㎡、畑は17,712㎡、計21,003㎡、うち再設定面積は16,610㎡、利用権設定件数は27件、うち再設定件数は22件です。

最後に、農地中間管理事業分です。資料の47頁～48項です。貸借です。

面積について、田は1,990㎡、畑は3,588㎡、計5,578㎡、利用権設定件数は5件、です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第50号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第50号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 以上で、本日のすべての審議は終了いたしました。

閉会のあいさつを会長代理をお願いします。

2番 令和5年度11月総会を閉会します。

(閉会 10時20分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会長

12番

13番